

食生活改善推進員養成教室を開催します

食と健康について学び、家族や知人、地域に健康づくりの輪を広げるボランティアと一緒に始めませんか。

興味のある人は、男女を問いませんので、ぜひ参加してください。

▼**対象者** 次の要件を満たす人
▼健康づくりや食生活に関心がある
▼市内に在住している(学生は除く)

▼令和5年度から地域で食生活改善推進員としてボランティア活動ができる

▼**日時** 次の全6回、いずれの回も午前10時30分から午後2時30分(第2回は15時)まで

▼第1回 9月15日(木)

▼第2回 10月6日(木)

▼第3回 10月27日(木)

▼第4回 11月10日(木)

▼第5回 11月24日(木)

▼第6回 12月9日(金)

▼**場所** 市役所多目的ホール棟

▼**定員** 10人
大ホールほか

▼**参加費** 受講料は無料ですが、テキスト代1760円と調理実習時に材料費の一部として各回100円が別途必要です。

▼**内容** 講義(食育や食品衛生など)、調理実習

▼**修了証書** 養成教室全6回コース18時間30分のうち、18時間以上受講した人に交付します。

▼**申込期限** 8月22日(月)

▼**問い合わせ先** 健康福祉課健康推進係



令和元年度の養成教室の様子



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

ひとり親家庭に支給される 児童扶養手当とは？

◆児童扶養手当とは

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童(特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育する母(父)または養育する祖父母などです。

◆支給要件

父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童などを養育していること。

◆所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。

◆支給額(令和4年4月現在)

| 扶養する児童数 | 手当(月額) | |
|---------|---------|--|
| | 全部支給 | 一部支給 |
| 1人のとき | 43,070円 | 所得に応じて左記の金額から10円単位で支給停止となります。 受給者または家族の所得が限度額を超えた人は全部停止となります。 |
| 2人のとき | 53,240円 | |
| 3人のとき | 59,340円 | |

◆現在、児童扶養手当を受給している人へ

現在、児童扶養手当を受給している人(手当が全額停止になっている人も含む)は、引き続き要件を満たしているかどうかの審査があります。

市から現況届の書類を送付しますので、8月31日(水)までに手続きを済ませてください。



詳しい内容はこちら